



三重県公報

令和8年3月31日 (火)

第 706 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
20	三重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(地球温暖化対策課)	3
病院事業庁管理規程			
2	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	4
告 示			
205	地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定	(税務企画課)	5
206	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課)	6
207	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	6
208	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
209	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	7
210	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	7
211	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	8
212	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	8
213	特定農業用ため池の指定	(農業基盤整備課)	9
214	特定農業用ため池の指定解除	(同)	9
215	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	9
216	観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(観光総務課)	11
217	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(道路企画課)	11
218	都市公園の供用区域の一部変更	(都市政策課)	11
219	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	12
病院事業庁告示			
1	三重県立志摩病院の利用料金の承認	(病院事業庁)	12
2	地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(同)	15
3	同件	(同)	15
議 会 訓 令			
3	三重県議会事務局規程の一部を改正する訓令	(県議会)	16
公 告			
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	19
	同件	(同)	19

河川整備基本方針を定めた旨及びその関係図書の縦覧

(河 川 課) 19

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨

(広 聴 広 報 課) 20

随意契約の相手を決定した旨

(営 繕 課) 20

落札者を決定した旨

(教 育 委 員 会) 20

同件

(同) 21

同件

(同) 21

同件

(同) 21

同件

(同) 22

同件

(同) 22

同件

(警 察 本 部) 22

同件

(同) 22

同件

(同) 23

規 則

三重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十号

三重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

三重県環境影響評価条例施行規則（平成十一年三重県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第三十六条（略） （条例第二十一条第一項第一号の規則で定める軽微な修正の読替え）	第三十六条（略）
第三十六条の二 条例第三十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十一条第一項第一号の規定による軽微な修正を行う場合においては、前条第一項の「条例第五条第二項の規定を適用した場合における同項の地域」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十一条第六項の地域」と、同条第二項第三号の「条例第五条第二項の規定を適用した場合における同項の地域」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十一条第六項の地域」と読み替えるものとする。 (法第四条第二項の書面に係る知事意見等の閲覧)	第三十六条の二 条例第三十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十一条第一項第一号の規定による軽微な修正を行う場合においては、前条第一項の「条例第五条第二項の規定を適用した場合における同項の地域」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十一条第六項の地域」と、同条第二項第三号の「条例第五条第二項の規定を適用した場合における同項の地域」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十一条第六項の地域」と読み替えるものとする。 (法第四条第二項の書面に係る知事意見等の閲覧)
第七十二条 知事は、法第四条第二項（法第四条第四項又は法第二十九条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面及び条例第四十一条の規定による法第四条第二項の書面についての市町長の意見を記載した書面（次項において「知事意見等」という。）を一般の閲覧に供するものとする。 2 第八条の規定は、知事意見等の閲覧について準用する。 (方法書等についての知事意見の閲覧)	第七十二条 知事は、法第四条第二項（法第四条第四項又は法第二十九条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面及び条例第四十一条の規定による法第四条第二項の書面についての市町長の意見を記載した書面（この条において「知事意見等」という。）を一般の閲覧に供するものとする。 2 第八条の規定は、前項の規定による知事意見等の閲覧について準用する。 (方法書等についての知事意見の閲覧)
第七十三条 知事は、法第十条第一項若しくは法第二十条第一項の意見又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十一条第六項の環境保全意見を述べたときは、当該意見を記載した書面（次項において「知事意見」という。）を一般の閲覧に供するものとする。 2 第八条の規定は、知事意見の閲覧について準用する。 (所掌事務)	第七十三条 知事は、法第十条第一項又は法第二十条第一項の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面（この条において「知事意見等」という。）を一般の閲覧に供するものとする。 2 第八条の規定は、前項の規定による知事意見等の閲覧について準用する。 (所掌事務)
第八十条 評価委員会は、知事の諮問に応じ、条例の規定により定められた事項を調査審議する。	第八十条 評価委員会は、知事の諮問に応じ、条例の規定により定められた事項を審査するほか、環境影響評価事後調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議する。

別表第一（第三条関係）

事業の種類	事業の要件	
	内容	規模
一 (略)	(略)	(略)
一 ダム又は堰の新築又は改築の事業（条例別表第二号に掲げる事業）	(1) 河川法（昭和二十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下「河川」という。）に関するダムの新築又は改築の事業 (2)・(3) (略)	イ〜ハ (略)
三〜十八 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第二（第三十六条、第四十二条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を結ぶことを要しない修正の要件
一・二 (略)	(略)	(略)
三 別表第一第二号の項内容の欄(2)又は(3)に該当する対象事業	湛水区域の位置 (略)	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であること。 (略)
四〜二十二 (略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第二号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第6条関係）			別表第一（第6条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10 予防接種料	1 件につき		10 予防接種料	1 件につき	
イ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定によるもの			イ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定によるもの		
(イ)～(ル) (略)		(略)	(イ)～(ル) (略)		(略)
(ヲ) 肺炎球菌感染症（小児又は高齢者がかかるものに限る。）			(ヲ) 肺炎球菌感染症（小児又は高齢者がかかるものに限る。）		
(1) (略)		(略)	(1) 23 価		9,770
(2) 20 価		12,490	(2) (略)		(略)
(リ)～(ツ) (略)		(略)	(リ)～(ツ) (略)		(略)
ロ その他のもの			ロ その他のもの		
(イ) (略)		(略)	(イ) (略)		(略)
(ロ) 肺炎球菌感染症（イ(ヲ)に掲げるものを除く。）			(ロ) 肺炎球菌感染症（イ(ヲ)に掲げるものを除く。）		
(1)・(2) (略)		(略)	(1)・(2) (略)		(略)
(3) 20 価		12,490	(ハ) (略)		(略)
(ハ) (略)		(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 記

上の管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 205 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明
 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F
 株式会社トラストバンク 代表取締役 大井 潤
 東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
 株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也
 東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階
 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
 東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
 P a y P a y 株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 中山 一郎
 東京都千代田区紀尾井町 1-3
 株式会社百五カード 代表取締役 荒木田 豊
 三重県津市栄町三丁目 123 番地 1
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 三重県ふるさと応援寄附金

3 指定をした日

令和8年3月27日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

三重県告示第 206 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
ヘルパーステーションほてい	松阪市市場庄町 1373 番地	訪問介護	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	訪問看護	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	訪問リハビリテーション	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	居宅療養管理指導	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	介護予防訪問看護	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	介護予防訪問リハビリテーション	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 8 年 1 月 1 日
イオン薬局四日市北店	四日市市富州原町 2-40	居宅療養管理指導	令和 8 年 3 月 1 日
イオン薬局四日市北店	四日市市富州原町 2-40	介護予防居宅療養管理指導	令和 8 年 3 月 1 日

三重県告示第 207 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	訪問看護	名称	御浜町立尾呂志診療所	尾呂志診療所	令和 7 年 7 月 1 日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	訪問リハビリテーション	名称	御浜町立尾呂志診療所	尾呂志診療所	令和 7 年 7 月 1 日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	居宅療養管理指導	名称	御浜町立尾呂志診療所	尾呂志診療所	令和 7 年 7 月 1 日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	訪問看護	所在地	南牟婁郡御浜町大字上野 70 番地 1	南牟婁郡御浜町大字上野 70 の 1	令和 7 年 7 月 1 日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	訪問リハビリテーション	所在地	南牟婁郡御浜町大字上野 70 番地 1	南牟婁郡御浜町大字上野 70 の 1	令和 7 年 7 月 1 日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	居宅療養管理指導	所在地	南牟婁郡御浜町大字上野 70 番地 1	南牟婁郡御浜町大字上野 70 の 1	令和 7 年 7 月 1 日
訪問介護ステーションリノ	津市愛宕町 131	訪問介護	所在地	津市愛宕町 131	津市本町 29-17 基双ビル 106	令和 7 年 4 月 1 日
訪問介護ステーションリノ	津市愛宕町 131	訪問型サービス（独自）	所在地	津市愛宕町 131	津市本町 29-17 基双ビル 106	令和 7 年 4 月 1 日

三重県告示第 208 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
うえむら薬局	鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-2	居宅療養管理指導	令和 7 年 12 月 31 日
うえむら薬局	鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-2	介護予防居宅療養管理指導	令和 7 年 12 月 31 日
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 二見居宅介護支援事業所	伊勢市二見町茶屋 456 番地 2	居宅介護支援	令和 8 年 3 月 31 日
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 二見居宅介護支援事業所	伊勢市二見町茶屋 456 番地 2	介護予防支援	令和 8 年 3 月 31 日

三重県告示第 209 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
ヘルパーステーションほてい	松阪市市場庄町 1373 番地	訪問介護	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	訪問看護	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	訪問リハビリテーション	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	居宅療養管理指導	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	介護予防訪問看護	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	介護予防訪問リハビリテーション	令和 8 年 1 月 1 日
吉村クリニック	伊賀市土橋 192-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 8 年 1 月 1 日
イオン薬局四日市北店	四日市市富州原町 2-40	居宅療養管理指導	令和 8 年 3 月 1 日
イオン薬局四日市北店	四日市市富州原町 2-40	介護予防居宅療養管理指導	令和 8 年 3 月 1 日

三重県告示第 210 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	訪問看護	名称	御浜町立尾呂志診療所	尾呂志診療所	令和 7 年 7 月 1 日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	訪問リハビリテーション	名称	御浜町立尾呂志診療所	尾呂志診療所	令和 7 年 7 月 1 日

御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	居宅療養管理指導	名称	御浜町立尾呂志診療所	尾呂志診療所	令和 7 年 7 月 1 日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	訪問看護	所在地	南牟婁郡御浜町大字上野 70 番地 1	南牟婁郡御浜町大字上野 70 の 1	令和 7 年 7 月 1 日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	訪問リハビリテーション	所在地	南牟婁郡御浜町大字上野 70 番地 1	南牟婁郡御浜町大字上野 70 の 1	令和 7 年 7 月 1 日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野 70 番地 1	居宅療養管理指導	所在地	南牟婁郡御浜町大字上野 70 番地 1	南牟婁郡御浜町大字上野 70 の 1	令和 7 年 7 月 1 日
訪問介護ステーションリノ	津市愛宕町 131	訪問介護	所在地	津市愛宕町 131	津市本町 29-17 基双ビル 106	令和 7 年 4 月 1 日
訪問介護ステーションリノ	津市愛宕町 131	訪問型サービス(独自)	所在地	津市愛宕町 131	津市本町 29-17 基双ビル 106	令和 7 年 4 月 1 日

三重県告示第 211 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
うえむら薬局	鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-2	居宅療養管理指導	令和 7 年 12 月 31 日
うえむら薬局	鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-2	介護予防居宅療養管理指導	令和 7 年 12 月 31 日
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 二見居宅介護支援事業所	伊勢市二見町茶屋 456 番地 2	居宅介護支援	令和 8 年 3 月 31 日
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 二見居宅介護支援事業所	伊勢市二見町茶屋 456 番地 2	介護予防支援	令和 8 年 3 月 31 日

三重県告示第 212 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしたので、同条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

- 登録年月日及び登録番号
平成 18 年 3 月 28 日 第 50 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社種村牧場	取締役 種村 徳治	三重県いなべ市藤原町大貝戸 2496 番地 1

- 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（玄米、そば）
- 登録の区分
品位等検査
- 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号

種村 徳治	玄米、そば	K242005576
-------	-------	------------

7 登録の更新日

令和 8 年 3 月 19 日

三重県告示第 213 号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 12 日付けで特定農業用ため池の指定をしたので、同条第 3 項の規定により告示します。

なお、指定した特定農業用ため池の名称及び所在地の一覧は、三重県農林水産部農業基盤整備課のホームページに掲載します。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県告示第 214 号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第 7 条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 12 日付けで特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第 3 項の規定により告示します。

なお、指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地の一覧は、三重県農林水産部農業基盤整備課のホームページに掲載します。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県告示第 215 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル名張店

名張市蔵持町字里 3408 ほか

2 名張市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 店舗オープン直後の時期や販売促進の期間等、来店者が通常よりも多いと見込まれる場合において、近接する公共施設及び民間の商業施設並びに周辺の道路等に来店者が車両を駐車することがないように、必要な対策を講じること。

イ 県道に面する出入口から右折出庫しようとする車両は、駐車場内における車両の通行を滞留させることから、当該出庫車両の市道に面する出入口からの出庫を誘導する等の対策を講じること。

ウ 来店者の車両等により、歩行者や他の車両等の通行の安全に支障を来す事態が生じた場合は、関係機関と協議し、必要な対策を講じること。

(2) 騒音の発生及び生活環境の保全に係る事項

ア 建設工事中における周辺的生活環境の保全について

(ア) 造成・建設工事の際、三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号。以下「三重県条例」という。）に定める建設工事に該当する工事・作業がある場合には、同条例に基づく届出を行うこと。

(イ) 建設工事中においては、ばい煙・粉じんの発生、騒音・振動の発生、汚水の排出等により、周辺的生活環境を損なうことのないよう、十分に注意すること。

(ウ) 関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

イ 出店後における周辺的生活環境の保全について

(ア) 三重県条例に定める騒音又は振動に係る指定施設を設置した事業場については、当該事業場の敷地境界において、同条例が定める騒音の規制基準及び振動の規制基準が適用されるため、この規制基準を遵守すること。

- (イ) 荷さばき施設及び廃棄物収集場所の使用にあたっては、計画に基づく使用時間帯を遵守するほか、作業音の発生により敷地境界における騒音の規制基準を遵守すること。
- (ウ) 届出書の「11. 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及び算出根拠」により、P1 地点については朝・夕及び夜間の時間帯において、P2～P4 地点については終日の時間帯（昼間、朝・夕及び夜間）において、騒音の規制基準の値を超過していることから、周辺の住宅の有無に関係なくそれぞれの地点において規制基準を遵守すること。
- (エ) 騒音や振動を発生する施設については、適正な点検の実施及び使用方法の遵守により異常な騒音や振動を発生させることのないこと。また、これらの施設以外についても、不適正な設置方法、あるいは使用方法により、異常な騒音や振動を発生させることのないこと。
- (オ) 三重県条例第 15 条の規定により、一定規模以上の駐車場を管理する事業場では、当該事業場の利用者に対し、駐車中の自動車等の原動機の停止（アイドリングストップ）について、看板、放送、書面等により周知徹底を行うこと。
- (カ) 建設予定地が都市計画法に基づく用途地域に該当しないため、空調機、室外機等を設置する場合、これらが三重県条例に定める騒音、又は振動に係る指定施設に該当するかどうかを確認すること。該当する場合には、同条例に基づく設置等の届出を行うこと。
- (キ) 店舗敷地より排出される汚水等については、浄化処理が行われなまま公共用水域に排出されることのないよう、適正な処理を行うこと。
- (ク) いわゆる光害により周辺の生活環境を損なうことのないよう、敷地内の照明施設の設置方法について配慮すること。
- (ケ) 関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意を持って適切な処置を講じること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 造成及び建設中に発生する廃棄物処理について

- (ア) 造成及び建設中に発生する廃棄物については、関係法令を遵守し適正に処理すること。
- (イ) 関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

イ 事業活動により発生する廃棄物処理について

- (ア) 名張市では、ごみゼロ社会の実現に向けて排出事業者に対し、廃棄物の抑制・リサイクルの協力要請を行っていることから、ごみについては減量化・資源化に極力努めること。
- (イ) ごみは自己搬入するか、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬許可業者に依頼する等、法令を遵守して適正に処理すること。
- (ウ) 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理、排出計画を作成し、いつでも提示できるよう保管すること。
- (エ) 資源となるびん類・缶類・ペットボトル・紙類等については、自ら分別し伊賀南部クリーンセンターに持ち込む等、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組むこと。
- (オ) 名張市では、ごみ袋の透明化を実施しているため、レジ袋等についても中身の見える袋（透明又は半透明の袋）の使用に極力努めること。なお、容器包装廃棄物の多数を占めるレジ袋の排出抑制策等を検討し、環境に配慮した事業活動に努めること。
- (カ) ごみの発生抑制において、可能な限り過剰包装の自粛に努めること。
- (キ) カラスや猫等にごみを荒らされないよう、適正に保管、管理すること。
- (ク) 関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。
- (ケ) 駐車場等の敷地内における散乱ごみの対応について、清掃等の管理を行い、管理者の責任において適正に処理すること。

(4) その他の事項

次代を担う青少年の健全育成を願い、地域、学校、行政及び警察等が一体となった「名張少年サポートふれあい隊」が非行防止・環境浄化を目的としたパトロール活動を通じて青少年に「愛のひと声」をかけている。スーパーセンタートライアル名張店がオープン後、青少年が店舗や駐車場に集まり迷惑をかける行為があれば、連絡をいただき、パトロールを実施させていただきたい。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和8年3月31日から同年4月30日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 216 号

観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

観光部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示
 観光部関係補助金等交付要綱（令和 5 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。
 別表 1(2)の表第 1 号の項（B）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

県内で開催される国際会議等の開催経費の一部を助成することにより、国際会議等の誘致促進を図る。	国際会議の開催、海外からの参加者を含む企業ミーティング及び報奨・研修旅行の実施に要する経費	別に定める。	国際会議等の主催者
--	---	--------	-----------

別表 1(2)の表に次のように加える。

4	紀伊半島インバウンド推進事業費負担金	和歌山県・奈良県・三重県全域にわたる広域のインバウンドを推進することにより、広域での高付加価値旅行者の誘致促進及び県内観光地の高付加価値化を図る。	高付加価値旅行者の誘致及び観光地の高付加価値化を図るための取組に要する経費	10/10 以内	紀伊半島インバウンド推進連絡会議
---	--------------------	---	---------------------------------------	----------	------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の観光部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 7 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 217 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路企画課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
主要地方道	四日市鈴鹿環状線	四日市市波木町字満足谷 221 番 1 地先から 四日市市采女町字古市場 793 番 1 地先まで
主要地方道	鈴鹿環状線	鈴鹿市徳田町字間瀬口 614 番 2 地先から 鈴鹿市磯山三丁目 1570 番 4 地先まで
一般県道	三畑四日市線	四日市市采女町字古市場 793 番 1 地先から 四日市市采女町字名倉 1808 番 6 地先、 四日市市采女町字名倉 1831 番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用制限の開始日

令和 8 年 3 月 31 日

三重県告示第 218 号

三重県都市公園条例（昭和 47 年三重県条例第 33 号）第 14 条の 2 の規定に基づき、次の都市公園に係る供用区域の一部を次のとおり変更します。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 名称
北勢中央公園
- 2 位置
四日市市西村町
- 3 変更に係る区域
別図のとおり
「別図」は省略し、三重県四日市建設事務所において縦覧に供します。
- 4 供用開始の期日
令和8年4月1日

三重県告示第 219 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、紀宝町、御浜町及び熊野市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 kg を超えるはかりを除く。）。

令和8年3月31日

三重県知事 一 見 勝 之

実施の期日		実施の場所
令和8年5月11日（月）	午後12時30分から 午後4時30分まで	紀宝町役場本庁舎
令和8年5月12日（火）	午前9時から 午後3時30分まで	御浜町下市木公民館
令和8年5月13日（水）	午前9時30分から 午後4時まで	三重県熊野庁舎
令和8年5月14日（木）	午前9時30分から 午後4時まで	三重県熊野庁舎
令和8年5月15日（金）	午前10時から 正午まで	熊野市紀和コミュニティセンター

病院事業庁告示**三重県病院事業庁告示第 1 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立志摩病院の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立志摩病院の利用料金の承認（令和7年三重県病院事業庁告示第1号）は、令和8年3月31日限り廃止します。

令和8年3月31日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

- 1 指定管理者
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 藤来 靖士
- 2 利用料金の額

下記の表に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「診療報酬の算定方法」という。）、健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに限り適用する。）その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額（消費税法（昭和63年

法律第 108 号) の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。

区分	単位	金額(円)
1 診療料(自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)の適用のあるものに限る。)		診療報酬の算定方法に基づく 1 点の単価に 2.0 を乗じて算定した額
2 死体検案料	1 件につき	16,500
3 死体処理料	1 件につき	7,530
4 洗濯料	1 件につき	
(1) 下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、布おむつその他これらに類するもの		50
(2) 寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、バスタオルその他これらに類するもの		100
(3) 上衣、ズボン、スカート、セーター、ワンピースその他これらに類するもの		150
(4) 防水シート、失禁マットその他これらに類するもの		200
5 自動車使用料	1 キロメートルにつき	
(1) 患者搬送の場合		90
(2) 訪問診療等の場合		20
6 分べん料(1 児を 1 件とし、多胎の場合の 2 児以上については、時間内料金とする。)	1 件につき	
(1) 時間内の場合		172,000
(2) 時間外の場合		178,000
(3) 深夜又は休日の場合		187,000
7 人工妊娠中絶料	1 件につき	
(1) 11 週まで		
ア 経産婦		87,000
イ 未産婦		94,000
(2) 12 週以上		155,000
8 新生児管理料	1 日につき	8,500
9 新生児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合		3,810
(2) その他の場合		4,190
10 乳児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合		570
(2) その他の場合		620
11 予防接種料	1 件につき	
(1) 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)の規定によるもの		
ア ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎及び H i b 感染症(5 種混合)		18,460
イ ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎(4 種混合)		12,090
ウ ジフテリア、百日せき及び破傷風(3 種混合)		7,720
エ ジフテリア及び破傷風(2 種混合)		6,600
オ 急性灰白髄炎(ポリオ)		8,700
カ 麻しん及び風しん		10,880
キ 麻しん		7,510
ク 風しん		7,510
ケ 日本脳炎		
(ア) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		7,730
(イ) その他のもの		6,910
コ 結核		8,500
サ H i b 感染症		10,010
シ 肺炎球菌感染症(小児又は高齢者がかかるものに限る。)		
(ア) 15 価		12,490
(イ) 20 価		12,490
ス ヒトパピローマウイルス感染症		
(ア) 4 価		15,740

(イ) 9 価		25,540
セ 水痘		9,350
ソ B型肝炎		7,010
タ ロタウイルス胃腸炎		13,560
チ インフルエンザ		4,550
ツ 新型コロナウイルス感染症		15,300
テ 帯状疱疹		21,000
(2) その他のもの		
ア おたふくかぜ		7,820
イ 肺炎球菌感染症(1)シに掲げるものを除く。)		
(ア) 23 価		9,770
(イ) 15 価		12,490
(ウ) 20 価		12,490
ウ RSウイルス感染症		26,570
12 ウイルス抗体価検査料	1 項目につき	860
13 生命保険等に係る医師面談料	1 件 30 分につき	5,500
14 診察券の再交付料	1 枚につき	200
15 エックス線等フィルムの複写料及び複製料	1 枚につき	
(1) 複写料		
ア 半切		780
イ 大角		600
ウ 大四ツ切		570
エ 四ツ切		480
オ 六ツ切		460
カ B4		730
(2) 複製料		
光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)		850
16 薬剤容器料	1 個につき	
(1) 大(容量 300 c c 以上)		60
(2) 中(容量 30 c c 以上 300 c c 未満)		50
(3) 小(容量 30 c c 未満)		40
17 その他療養の給付に直接関係のないサービス等(実費徴収できるものに限る。)	1 件につき	実費に相当する額

備考

- 1 時間内とは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。ただし、土曜日にあつては、深夜以外の時間については時間外とする。
- 2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。

加算分

区分	単位	金額(円)
1 特別室の使用	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合		
ア S 室		15,000
イ A 室		6,000
ウ B 室		5,000
エ C 室		4,000
オ D 室		3,000
カ E 室		2,500
キ F 室		2,000
ク G 室		1,000
(2) その他の場合		
ア S 室		16,500
イ A 室		6,600
ウ B 室		5,500
エ C 室		4,400
オ D 室		3,300
カ E 室		2,750
キ F 室		2,200
ク G 室		1,100

2 初診(他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。) (1) 消費税法別表第2第8号に係る場合 (2) その他の場合	1 回につき	7,000 7,700
3 再診(他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。) (1) 消費税法別表第2第8号に係る場合 (2) その他の場合	1 回につき	3,000 3,300
4 入院期間が180日を超える入院(厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院(厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。)をいう。) (1) 消費税法別表第2第8号に係る場合 (2) その他の場合	1 日につき	通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数(その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。)に10円を乗じて得た額 通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数(その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。)に10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額

3 利用料金の承認年月日

令和8年3月31日

4 利用料金の適用年月日

令和8年4月1日

三重県病院事業庁告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和8年3月31日

三重県病院事業庁長 河合良之

1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地及び委託期間

名称	住所又は事務所の所在地	委託期間
株式会社ソラスト医療事業本部	東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC棟 12F	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
公益社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二丁目6番3号	令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

2 委託した公金事務に係る歳入

使用料及び手数料

3 指定をした日

令和8年3月10日

4 委託をした日

令和8年3月10日

三重県病院事業庁告示第3号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和8年3月31日

三重県病院事業庁長 河合良之

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

弁護士法人エジソン法律事務所

東京都千代田区神田錦町1丁目8番11号 錦町ビルディング4階・8階

2 委託した公金事務に係る歳入

- 使用料及び手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 17 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 3 月 17 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議 会 訓 令

三重県議会訓令第 3 号

三重県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県議会議長 服 部 富 男

三重県議会事務局規程の一部を改正する訓令

三重県議会事務局規程（昭和 39 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章・第 2 章 （略）	第 1 章・第 2 章 （略）
第 3 章 <u>事務の決裁、専決及び代決（第 7 条—第 9 条）</u>	第 3 章 <u>事務決裁</u>
	第 1 節 <u>事務の決裁（第 7 条）</u>
	第 2 節 <u>事務の専決（第 8 条）</u>
	第 3 節 <u>事務の代決（第 9 条）</u>
第 4 章・第 5 章 （略）	第 4 章・第 5 章 （略）
附則	附則
（班の設置）	（班の設置）
第 2 条 （略）	第 2 条 （略）
2 <u>班の設置及び名称は、事務局長が別に定める。</u>	
（事務分掌）	（事務分掌）
第 3 条 総務課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。	第 3 条 総務課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。
（1） <u>議長及び副議長</u> の秘書に関すること。	（1） <u>議長、副議長及び事務局長</u> の秘書に関すること。
（2）～（11）（略）	（2）～（11）（略）
（12）事務局の法規に関すること（ <u>他課の所管に属することを除く。</u> ）。	（12） <u>事務局関係</u> の法規に関すること。
（13）～（18）（略）	（13）～（18）（略）
2 （略）	2 （略）
3 企画法務課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。	3 企画法務課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。
（1）・（2）（略）	（1）・（2）（略）
（3） <u>常任委員会及び特別委員会</u> の調査に関すること。	（3） <u>常任委員会及び特別委員会等</u> の調査に関すること。
（4）～（16）（略）	（4）～（16）（略）
4 （略）	4 （略）
（職制）	（職制）
第 4 条 <u>条例第 2 条の規定に基づき、事務局長のほか、</u>	第 4 条 <u>条例第 2 条に規定する事務局職員の職は、事</u>

<p><u>書記をもって充てる職として、事務局に次長、参事、調整監及び政策法務監を、課に課長、副参事、課長補佐、班長、係長、主幹、主査、主任、主事及び技師を置く。</u></p>	<p><u>務局長、次長、参事、課長、調整監、政策法務監、副参事、課長補佐、班長、係長、主幹、主査、主任、主事及び技師とする。</u></p>
<p>2 前項に掲げる職のほか、必要に応じて、課に臨時又は非常勤の職を置くことができる。</p>	<p>2 次長、参事、課長、調整監、政策法務監、副参事、課長補佐、班長、係長、主幹、主査、主任、主事及び技師は、書記をもって充てる。</p>
<p>(職務権限)</p>	<p>(職務権限)</p>
<p>第 5 条 事務局長は、議長の命を受けて事務局の事務を掌理し、<u>部下職員</u>を指揮監督する。</p>	<p>第 5 条 事務局長は、議長の命を受けて事務局の事務を掌理し、<u>所属職員</u>を指揮監督する。</p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>
<p>4 調整監は、上司の命を受けて、事務局の危機管理及び重要事項の調整に関する事務を処理する。</p>	<p>4 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、<u>部下職員を指揮監督する。</u></p>
<p>5 政策法務監は、上司の命を受けて、議員の政策立案及び議会事務局が行う立案に係る条例案その他の法規の審査に関する事務を処理する。</p>	<p>5 調整監は、課長を補佐し、課の事務について<u>部下職員を指揮監督するとともに、上司の命を受けて県政の調整に関する事務を掌理し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p>
<p>6 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、<u>部下職員を指揮監督する。</u></p>	<p>6 政策法務監は、上司の命を受けて、議員の政策立案に関する事務を処理する。</p>
<p>7～14 (略)</p>	<p>7～14 (略)</p>
<p>第 3 章 <u>事務の決裁、専決及び代決</u></p>	<p>第 3 章 <u>事務決裁</u></p>
<p>(事務の決裁の原則)</p>	<p>第 1 節 <u>事務の決裁</u></p>
<p>第 7 条 全ての事務は、次条に規定する事項を除き、<u>副議長</u>を経て議長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>(事務の決裁)</p>
<p>2 <u>専決者(事務の専決(議長に代わって事務を決裁することをいう。次条において同じ。)をする権限を有する者をいう。第 9 条第 1 項において同じ。)</u></p>	<p>第 7 条 全ての事務は、<u>この規程に特別の定めのあるもののほか</u>、事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>は、処理しようとする事案の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、その処理について、あらかじめ議長又は上司の指揮を受けなければならない。</p>	<p>第 2 節 <u>事務の専決</u></p>
<p>(1) <u>重要であると認められるとき。</u></p>	<p>(専決)</p>
<p>(2) <u>異例に属し、又は先例になると認められるとき。</u></p>	<p>第 8 条</p>
<p>(3) <u>疑義若しくは重大な紛議があるとき、又は事案の処理の結果重大な紛争を生じるおそれがあるとき。</u></p>	<p>事務局長は、次の各号に掲げる事項について、<u>所管事務を専決する</u>ことができる。</p>
<p>(事務の専決)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>第 8 条 <u>副議長は、県民からの意見・政策等提案に関する</u>ことについて、事務の専決をすることができる。</p>	<p>(2) <u>法規(議会の議決を要するものを除く。)の改正に関する</u>こと(軽易なものに限る。)</p>
<p>2 事務局長は、次の各号に掲げる事項について、<u>事務の専決</u>をすることができる。</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>事務局長は、次の各号に掲げる事項について、<u>所管事務を専決</u>することができる。</p>
<p>(2) <u>法規(議会の議決を要するものを除く。)の改正</u>に関すること(軽易なものに限る。)</p>	<p>(1) (略)</p>

<p>(3) <u>儀式及び表彰に関すること（軽易なものに限る。）。</u></p> <p>(4) <u>広聴及び広報に関すること（軽易なものに限る。）。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(2) <u>定例的な儀式及び表彰に関すること。</u></p> <p>(3) <u>軽易な広報に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>可決された意見書及び決議書の送付に関すること。</u></p> <p>(6) <u>情報公開及び個人情報保護に関すること。</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p>
<p>3 次長は、次の各号に掲げる事項について、<u>事務の専決</u>をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>2 次長は、次の各号に掲げる事項について、<u>所管事務を専決</u>をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>4 課長は、次の各号に掲げる事項について、<u>事務の専決</u>をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>会議録に関すること。</u></p> <p>(5) <u>情報公開及び個人情報保護に関すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>職員（課長職以上の職員を除く。第9号において同じ。）の出張命令に関すること。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) <u>議会の議決又は委員会等の決定に基づき、処理する事項に関すること。</u></p> <p>(11) (略)</p>	<p>3 課長は、次の各号に掲げる事項について、<u>所管事務を専決</u>をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>会議録の配付に関すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>職員（課長職以上の職員を除く。第8号において同じ。）の出張命令に関すること。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>
<p>5 <u>前4項に専決事項として定めのないものであっても、事務の内容により専決することが適当であると類推できるものは、前4項の規定に準じて専決することができる。</u></p>	
<p>6 総務部で総務事務を担当する課の課長が併任する副参事は、次の各号に掲げる事項（議員に係るものを除く。）について、<u>事務の専決</u>をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>4 総務部で総務事務を担当する課の課長が併任する副参事は、次の各号に掲げる事項（議員に係るものを除く。）について、<u>所管事務を専決</u>をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>7 総務部で総務事務を担当する課の班長が併任する主幹は、次の各号に掲げる事項（議員に係るものを除く。）について、<u>事務の専決</u>をすることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>5 総務部で総務事務を担当する課の班長が併任する主幹は、次の各号に掲げる事項（議員に係るものを除く。）について、<u>所管事務を専決</u>をすることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(事務の代決)</p>	<p>6 <u>前各項の規定にかかわらず、特命事項又は重要若しくは異例に属する事項については、専決することができない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 事務の代決</u></p> <p>(代決)</p>
<p>第9条 <u>議長が不在のときは副議長が、議長及び副議長がともに不在のときは、事務局長が事務の代決（決裁者（議長及び専決者をいう。この条において同じ。）が不在のとき、決裁者が決裁すべき事務を臨時的に決裁することをいう。以下この条において同じ。）をする。</u></p>	<p>第9条</p>
<p>2 事務局長が不在のときは次長が、事務局長及び次</p>	<p>事務局長が不在のときは次長が、事務局長及び次</p>

<p>長がともに不在のときは、<u>その事務を所掌する課長が事務の代決をする。</u></p>	<p>長がともに不在のときは、<u>主務課長がその事務を代決する。</u></p>
<p>3 課長が不在のときは、<u>その事務を所掌する課長補佐又は班長が事務の代決をする。</u></p>	<p>2 課長が不在のときは、<u>調整監、課長補佐又は班長がその事務を代決する。</u></p>
<p>4 副参事が不在のときは、<u>その事務を所掌する主幹が事務の代決をする。</u></p>	<p>3 副参事が不在のときは、<u>主幹がその事務を代決する。</u></p>
<p>5 事務の代決は、あらかじめその処理について指示を受けたものを除き、<u>事務の代決をしようとする事案の内容が第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、行うことはできない。</u></p>	<p>4 前 3 項に規定する事務の代決は、あらかじめその処理について指示を受けたものを除くほか、<u>重要又は異例と認められる事項については、行うことはできない。</u></p>
<p>6 <u>決裁者及び代決者（事務の代決をする権限を有する者をいう。以下この項において同じ。）が全て不在の場合又は前項の規定により代決者が事務の代決をすることができない場合において、事務処理上緊急でやむを得ないときは、決裁者の直近上位の職にある者が事務の代決をするものとする。</u></p>	<p>5 代決者が全て不在の場合又は前項の規定により代決者が代決することができない場合において、事務処理上緊急やむを得ないときは、決裁者の直近上位の職にある者が決裁するものとする。</p>
<p>7 <u>事務の代決によって施行した事項について供覧する必要があるものは、後閲書類として、決裁者の出勤したとき直ちに主務者から報告しなければならない。</u></p>	<p>6 代決によって施行した事項について供覧する必要があるものは、後閲書類として、<u>上司の出勤したとき直ちに主務者から報告しなければならない。</u></p>

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 3 月 16 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、路線測量及び UAV 写真点群測量）
- 2 作業地域
松阪市田村町及び同市岡本町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 1 月 30 日に終了した旨、伊賀市長から通知がありました。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
伊賀市上友生及び同市蓮池

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により河川整備基本方針を定めましたので、同条第 5 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 河川整備基本方針を定めた河川名

二級河川江川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県総務部文書・情報公開課及び三重県伊勢建設事務所

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県知事 一見勝之

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和8年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」
新聞折込業務委託（単価契約） |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県総務部広聴広報課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和8年3月11日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市あかつ台1丁目1番地2
株式会社中日三重サービスセンター営業部 営業部長 横山 寿也 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 32,900,800円
契約金額 36,190,880円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和8年1月16日 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県知事 一見勝之

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 令和7年度営繕第2976-分2001号
三重県工業研究所本所・連携の総合拠点（仮称）及び津高等技術学校（仮称）
一体整備工事設計業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部営繕課 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和8年3月17日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目22番8号
株式会社久米設計 中部支社 執行役員支社長 堀田 隆文 |
| 5 | 契 約 金 額 | 645,700,000円（うち消費税及び地方消費税 58,700,000円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第6号に該当 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- | | | |
|---|---------|------------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和8年度三重県立杉の子特別支援学校スクールバス運行業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和8年3月5日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市中央1番1号 |

	三重交通株式会社 取締役社長 田端 英明
5 落札金額	入札価格 36,000,000円 契約金額 39,600,000円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和8年1月20日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

1 特定役務の名称	令和8年度三重県立稲葉特別支援学校児童生徒輸送業務委託
2 担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局特別支援教育課
3 落札者決定日	令和8年3月11日
4 落札者	三重県伊賀市古郡546-1 株式会社キタモリ 代表取締役 北森 浩貴
5 落札金額	入札価格 43,800,000円 契約金額 48,180,000円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和8年1月20日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

1 特定役務の名称	令和8年度三重県立特別支援学校西日野にじ学園スクールバス運行業務委託
2 担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局特別支援教育課
3 落札者決定日	令和8年3月5日
4 落札者	三重県津市中央1番1号 三重交通株式会社 取締役社長 田端 英明
5 落札金額	入札価格 41,760,000円 契約金額 45,936,000円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和8年1月20日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

1 特定役務の名称	令和8年度三重県立特別支援学校玉城わかば学園児童生徒輸送業務委託
2 担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局特別支援教育課
3 落札者決定日	令和8年3月5日
4 落札者	三重県津市中央1番1号 三重交通株式会社 取締役社長 田端 英明
5 落札金額	入札価格 38,055,000円 契約金額 41,860,500円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和8年1月20日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

1	特定役務の名称	令和8年度三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園児童生徒輸送業務委託
2	担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局特別支援教育課
3	落札者決定日	令和8年3月11日
4	落 札 者	三重県伊賀市古郡546-1 株式会社キタモリ 代表取締役 北森 浩貴
5	落 札 金 額	入札価格 44,960,000円 契約金額 49,456,000円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和8年1月20日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

1	特定役務の名称	令和8年度三重県立松阪あゆみ特別支援学校児童生徒輸送業務委託
2	担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局特別支援教育課
3	落札者決定日	令和8年3月5日
4	落 札 者	三重県津市中央1番1号 三重交通株式会社 取締役社長 田端 英明
5	落 札 金 額	入札価格 35,543,080円 契約金額 39,097,388円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和8年1月20日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

1	物品等の名称及び数量	科学捜査研究所棟事務什器 1式
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和8年3月16日
4	落 札 者	三重県津市高茶屋小森上野町1336-8 株式会社博進堂 代表取締役 奥田 翔悟
5	落 札 金 額	入札価格 26,700,000円 契約金額 29,370,000円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和8年1月13日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

1	物品等の名称及び数量	科学捜査研究所棟実験什器 1式
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落 札 者 決 定 日	令和8年3月4日
4	落 札 者	三重県津市あのみつ台4丁目6番8号 株式会社カーク三重営業所 所長 奥出 圭祐
5	落 札 金 額	入札価格 41,000,000円 契約金額 45,100,000円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和8年1月13日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月31日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

1	特定役務の名称	三重県警察本部科学捜査研究所移設業務委託
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課施設室施設企画係
3	落 札 者 決 定 日	令和8年3月11日
4	落 札 者	三重県四日市市垂坂町字山上谷1340番地8 日本通運株式会社三重支店 支店長 鎌田 浩史
5	落 札 金 額	入札価格 136,800,000円 契約金額 150,480,000円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和8年1月23日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>